

医学系研究科附属動物実験施設中央飼育実験室
マウス・ラット飼育実験域利用手引

2023年7月12日 第2版

目次

- 1 はじめに
- 2 施設利用開始までの手続き
- 3 各飼育区域の利用目的及び入退出方法
 - 3.1 各飼育区域の使用目的
 - 3.2 利用時間と照明時間
 - 3.3 各飼育区域、飼育室の入退出方法
- 4 動物実験の流れ
 - 4.1 動物取扱業者からの動物購入
 - 4.2 検疫について
 - 4.3 発生工学技術支援サービス
 - 4.4 飼育に関わる経費
 - 4.5 飼育管理
 - 4.6 繁殖
 - 4.7 動物の移動
 - 4.8 外部施設への動物の搬出
 - 4.9 施設内への実験機器・器具類の搬入
 - 4.10 実験室の利用
 - 4.11 特殊実験について
 - 4.12 動物死体の廃棄方法
- 5 微生物モニタリング
- 6 実験の終了
- 7 緊急時の連絡の取り方
 - 7.1 施設固定電話・携帯電話
 - 7.2 施設内での PHS 使用
 - 7.3 負傷時等緊急連絡先
- 8 避難経路について
- 9 施設内への外部関係者の立入り
- 10 施設利用についての注意事項
- 11 その他
 - 11.1 遺伝子組換え動物の譲受について
 - 11.2 薬品（麻酔薬）等について
 - 11.3 細胞を使う実験について
 - 11.4 施設連絡先

1 はじめに

この手引は、医学系研究科附属動物実験施設中央飼育実験室マウス・ラット飼育実験域（以下「施設」）の円滑な管理運営を図ると共に、利用者相互の便宜のための施設利用方法について定めるものである。施設利用にあたっては、共同利用施設であることを認識し、この手引を遵守しなければならない。なお、利用者は、動物実験に先立って、「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規定とその解説」が発行されているので、その内容について十分理解していなければならない。

2 施設利用開始までの手続き

- ① 動物実験教育訓練受講（遺伝子組換え動物を扱う場合は、併せて遺伝子組換え実験の全学教育訓練を受講する。両者とも詳細は、動物・遺伝子実験支援センターホームページ参照。）
 - ② 動物実験計画書を動物実験委員会に提出し、承認を得る（遺伝子組換え実験計画書も同様）
 - ③ 施設利用登録及び利用者登録申請書の提出
 - ・ 複数の飼養保管施設利用の場合は、その旨申告すること。
 - ・ 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を届け出ること。
 - ④ 飼育担当者による利用ガイダンス受講
 - ⑤ 入館カードの手続き（病院ネームプレート・職員証・学生証の登録／施設カードの発行）
 - ・ 病院ネームプレートを取得している方は（また、取得出来る方は、取得後）、カードを施設に登録する。
 - ・ 職員証・学生証を取得している方は、カードを施設に登録する。
 - ・ 病院ネームプレート・職員証・学生証を取得出来ず、施設利用予定が1年以上の方は、施設カードを発行する。所属、氏名、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、ガイダンス日時、写真（JPEG形式 100 kB 以上、上半身）送信先：tkibushi*med.tohoku.ac.jp（*を@に変換してください。）
 - ・ 病院ネームプレート・職員証・学生証を取得出来ず、施設利用予定が1年未満の方は、臨時カードを発行する。
- 【入館カードの利用注意点】**
- ・ カードの貸借、譲渡を禁止する。
 - ・ 再発行の場合、実費で2,200円を徴収する。
 - ・ 施設発行カード利用者が施設利用を終了したときには、カードを事務室に返却する。
- ⑥ 飼育スペースの確認
 - ⑦ 動物の搬入
 - ⑧ 実験開始

3 各飼育区域の利用目的及び入退出方法

3.1 各飼育区域の使用目的

飼育区域	目的
6階	SPF 区域で清浄度を保ちつつ、主にマウスの繁殖及び系統維持を行うことを目的とする。共用実験室が設置されている。
5階	SPF 区域で清浄度を保ちつつ、主にマウス及びラットの繁殖及び系統維持を行うことを目的とする。共用実験室が設置されている。
4階	SPF 区域で清浄度を保ちつつ、主にマウス及びラットを用いた実験を行うことを目的とする。実験室、化学物質実験室、検疫室、感染実験飼育室が設置されている。
3階	SPF 区域で清浄度を保ちつつ、主にマウス及びラットを用いた実験を行うことを目的とする。共用実験室が設置されている。
2階	小動物イメージングラボが設置されている。

3.2 利用時間と照明時間

3.2.1 利用時間

平日、休日共に 24 時間可能。

3.2.2 照明時間

毎日午前 8 時から午後 8 時に点灯するよう設定されている。夜間に入室する際は照明スイッチを「自動」から「手動」へ切り替えて点灯し、退室時に「自動」へ戻し消灯すること。

3.3 各飼育区域、飼育室の入退出方法

原則として入館後の動線（通路）は一方向とし、逆走禁止とする。そのため忘れ物がないか十分に確認してから進行する。

施設で指定するロッカー等は数に限りがあるため、なるべく軽装での入館を推奨する。

3.3.1 【5, 6 階利用者】

- ① 施設正面玄関をカードで開錠して入館する。（玄関、内側自動扉とパスルールの扉はインターロックになっている。）

- ② 玄関で靴を脱ぎ、入館用サンダルを履いて1階更衣室に行く。
- ③ 物品の搬入に当たっては「4. 動物実験の流れ ⑨ 施設内への実験器具・機械類の搬入」に記載した方法に従うこと。
- ④ 上着や私物は施設が指定するロッカー等へ収納し、飼育室内に持ち込まないこと。ロッカーには鍵をかけ利用者自身で管理する。私物の紛失や破損について施設は責任を負わない。
- ⑤ 1階更衣室で備え付けのハンドソープで手を洗う。
- ⑥ 飼育室へは南側エレベーターまたは階段を利用する。
- ⑦ 各階入口は、カードで開錠する。
- ⑧ 実験器具は、アルコール噴霧を行ってからパスボックスに保管する。
- ⑨ 各階更衣室でつなぎ、マスク、帽子、手袋、シューズカバーを着用し、エアシャワーを通過して飼育室エリア内に入る。破損時などの飼育室内での替えの手袋は室内にあらかじめ利用者が用意しておく。
- ⑩ パスボックスから実験器具を取り出し、飼育室に入室する。
- ⑪ 飼育室から実験室に動物を移動する際は、手袋を交換し、動物はケージごと飼育室内に用意されたビニール袋に入れて移動する。
- ⑫ 飼育室を退室するときは飼育室内で手袋を外す。
- ⑬ 中央廊下を通り北側エレベーターホールにてつなぎ等を脱ぎ、所定の場所に入れる。
- ⑭ 北側エレベーターまたは階段を使って1階へ降りる。
- ⑮ サンダルは、使用済み回収置き場に置く。
- ⑯ 飼育室から持ち出した物は、パスルームを利用する。
- ⑰ 上着、荷物がある場合は、ロッカー等から取り出し、玄関から退館する。

3.3.2 【3, 4 階利用者】

- ① 施設正面玄関をカードで開錠して入館する。(玄関、内側自動扉とパスルームの扉はインターロックになっている。)
- ② 玄関で靴を脱ぎ、入館用サンダルを履いて1階更衣室に行く。
- ③ 物品の搬入に当たっては「4. 動物実験の流れ ⑨ 施設内への実験器具・機械類の搬入」に記載した方法に従うこと。
- ④ 上着や私物は施設が指定するロッカー等へ収納し、飼育室内に持ち込まないこと。ロッカーには鍵をかけ利用者自身で管理する。私物の紛失や破損について施設は責任を負わない。
- ⑤ 1階更衣室で備え付けのハンドソープで手を洗う。
- ⑥ 飼育室へは南側エレベーターまたは階段を利用する。
- ⑦ 各階の所定の場所にあるつなぎ、マスク、帽子、手袋を持って飼育室エリア内に入り、専用サンダルに履き替えてから前室にて着用する。破損時などの飼育室内での替えの手袋は、飼

育室内にあらかじめ利用者が用意しておく。

- ⑧ 飼育室から実験室に動物を移動する際は、手袋を交換し、動物はケージ事飼育室内に用意されたビニール袋に入れて移動する。
- ⑨ 飼育室を退室するときは飼育室内で手袋を外す。
- ⑩ 中央廊下を通り北側エレベーターホールにてつなぎ等を脱ぎ、所定の場所に入れる。
- ⑪ 北側エレベーターまたは階段を使って1階へ降りる。
- ⑫ サンドルは、使用済み回収置き場に置く。
- ⑬ 飼育室から持ち出した物は、パスルームを利用する。
- ⑭ 上着、荷物がある場合は、ロッカー等から取り出し、玄関から退館する。

* 感染実験飼育室、化学物質実験室及びイメージングラボの利用者は別紙参照。

4 動物実験の流れ

4.1 動物取扱業者からの動物購入

- ・ 利用者は、動物を導入する前に必ず飼育スペースの有無を確認し、搬入場所を飼育担当者に指定する。
- ・ 利用者は、動物取扱業者に動物の注文し、動物が到着する土日祝休日を除く3日前までに動物搬入連絡書を必ず施設事務窓口へ提出する。
- ・ 施設職員は、動物取扱業者からの動物を受け取り、飼育担当者が、動物搬入連絡書を元に各飼育室に搬入し検収後、飼育ラックに配置する。
- ・ 飼育担当者が、メールで搬入完了の連絡を利用者にするので、利用者は動物の確認をする。

動物取扱業者	搬入曜日	申込締切日
日本 SLC (代理店：熊谷商店)	火曜日	月曜日午前中
ジャクソンラボラトリー・ジャパン (代理店：セイミ)	火曜日	前週金曜日午前中
日本クレア	火曜日	前週金曜日 14 時
日本 SLC (代理店：熊谷商店)	木曜日	水曜日午前中
日本クレア	金曜日	火曜日 14 時

搬入曜日が祝日の場合は、各業者に搬入曜日を確認すること。

4.2 検疫について

- ・ 特殊な系統を除き、他機関からの生体検疫は実施しない。
- ・ 他機関からマウスを導入する場合は、次項「4.3 発生工学技術支援サービス」に記載した凍結受精卵・精子からの個体復元を利用すること。その他の方法による個体復元については、施設職員に相談する。
- ・ 施設が指定する動物取扱業者（日本エスエルシー・日本クレア・ジャクソンラボラトリー・ジャパン・特殊免疫研究所）で外部生体検疫や個体復元を行う場合は、施設が指定する微生物検査項目で検査を実施するため検疫を免除する。実施する場合は、事前に施設職員に相談する。

4.3 発生工学技術支援サービス

施設では、研究支援業務としてマウスの受精卵・精子凍結保存、マウス・ラットの微生物クリーニング及びマウスの凍結受精卵・精子からの個体復元を実施している。

4.3.1 凍結保存（受精卵・精子）

- ・ 必要書類の提出：「同意書」、「申込書」、「該当動物の遺伝子実験計画書の写し」、「同計画書の承認通知書の写し」
- ・ 提出書類を元に施設から計画書を作成・申請する。
- ・ 承認後、作業を開始する。
- ・ 凍結胚：200 個以上かつ一部融解・移植を行い発生率 30%前後以上
- ・ 計算式： $(\text{着床数}/\text{凍結胚数}) \times 100$ (%)
- ・ 凍結精子：ストロー20 本かつ一部融解・体外受精を行い、2 細胞期胚までの発生能を確認
上記の条件を満たしたら凍結保存作業を終了する。

4.3.2 微生物クリーニング及び凍結受精卵・精子からの個体復元

- ・ 必要書類の提出：「同意書」、「申込書」、「該当動物の遺伝子実験計画書の写し」、「同計画書の承認通知書の写し」
- ・ 提出書類を元に施設から計画書を作成・申請する。
- ・ 承認後、作業を開始する。
- ・ 受精卵移植を行い、出産、離乳後、母親マウスを実験動物中央研究所(ICLAS)に検査依頼する。
- ・ 施設が指定する項目全てにおいて陰性であれば、作業を終了し、動物を引き渡す。

* 詳細は施設ホームページ (<http://www.ilas.med.tohoku.ac.jp>) を参照。

4.4 飼育に関わる経費

飼育代・焼却代等を含めた動物別の飼育経費は、下記のように定める。搬入、実験への使用、繁殖等で動物の増減があった場合、入退舎伝票に匹数を記入すること。

- ・ マウス：通常マウス 1 匹あたり 8.6 円/日、感染実験飼育室 26 円/日、免疫不全マウス 25 円/日
- ・ ラット：通常ラット 1 匹あたり 28 円/日、感染実験飼育室 87 円/日

匹数超過のケージについては、飼育担当者から連絡もしくは該当ケージに表示を行う。2 週間後、改善が見られない場合は、改善するまで追加料金を徴収する。

* 詳細は施設ホームページ (<http://www.ilas.med.tohoku.ac.jp>) を参照。

4.5 飼育管理

4.5.1 飼育室内立入り制限

利用者は、飼育担当者のケージ交換作業中、飼育室内への立入りを最小限にする。事前に飼育担当者とケージ交換日時を確認する。

4.5.2 日常点検

施設職員が、給餌・給水・飼育室の環境点検を祝休日も含め毎日行う。

4.5.3 遺伝子組換え動物の生後 1 週間以内の仔のいるケージについて

当施設では、「遺伝子組換え動物の管理に関する学内ルール」により遺伝子組換え動物の生後 1 週間以内の仔のいるケージは交換を行わない。詳細は動物・遺伝子実験支援センターホームページ (<https://www.clag.med.tohoku.ac.jp>)、動物実験施設ホームページ (<http://www.ilas.med.tohoku.ac.jp>) を参照。

4.5.4 脱走・死亡確認報告

施設職員が動物の脱走を発見した場合は、捕獲後利用者にメールで報告する。脱走した動物は、利用者が安楽死する。施設職員がケージ交換中・点検中に死亡動物を発見した場合は、ラベルに日時・匹数を記入後、メールで利用者に報告する。死体が必要な場合、利用者はあらかじめ飼育担当者にその旨申し入れる。

4.5.5 使用済みケージ

所定の場所に置いてある利用者が出した使用済みケージは、再度、新生児・生体及び死体が残っていないことを確認し、利用者が書いたメモに確認者の氏名を記載して、洗浄室へ出す。

4.5.6 飼料・飲水

動物の飼料は、施設が一括準備をする（MR ストック）。それ以外の飼料の給餌を希望される場合は「特殊飼料」という扱いとなり、利用者が飼料を購入し、飼育室に搬入、給餌の管理を行う。

- ・ 動物の飲水は、自動給水装置による給水、または給水ビンを使用する。
- ・ 絶食・絶水、特殊飼料が必要な時は、飼育担当者に連絡しその旨を記したラベルを掲示し、利用者が管理する。

4.6 繁殖

- ・ 繁殖を希望する利用者は、施設長の許可を受けてから繁殖を行う。
- ・ 離乳後の飼育スペースを確認し、離乳を適正な時期に行い、過密飼育にならないように配慮する。
- ・ 離乳直後の幼弱な動物には、補助的に給水ビンを使用する。
- ・ 施設職員が杜撰（ずさん）な管理を発見したときには、警告の後、施設長が施設利用停止を命ずることがある。

4.6.1 遺伝子組換え仔マウスの管理に関する学内ルール

- ・ 当施設では、「本学の遺伝子組換え動物の管理に関する学内ルール」により遺伝子組換え動物の生後1週間以内の仔のいるケージにつきましては交換を行わない。ケージ交換の必要がある場合は、利用者が責任を持って行い、実験責任者が匹数管理台帳を管理すること。利用者は必ず2名体制でケージ交換を実施すること。詳細は動物・遺伝子実験支援センターホームページ (<https://www.clag.med.tohoku.ac.jp>)、動物実験施設ホームページ (<http://www.ilas.med.tohoku.ac.jp>) を参照。
- ・ 利用者は、遺伝子組換え動物の個体識別を行い、逃亡防止対策を厳重に行う。
- ・ 利用者は、遺伝子組換え仔マウス匹数管理台帳を作成し管理する。

4.7 動物の移動

動物の逃亡には十分に留意する。施設外に持ち出した場合、原則として再搬入は認めない。

4.7.1 輸送方法

- ・ 所定の場所より、移動用ケージ・蓋、輸送箱、結束バンド、取扱注意シールを飼室に搬入する。
- ・ 飼育室内で移動用ケージに動物を入れ替え、蓋をテープでケージにしっかりと固定する。

- ・ 輸送箱に当該ケージを入れ、蓋をしてツメ（6箇所）がカチッと音がする様に嵌める。
- ・ 輸送箱の蓋が外れない様に結束バンドで固定する（2箇所）。
- ・ 取扱注意シールを輸送箱に蓋に添付する。
- ・ 施設玄関に置いてあるケージ貸出簿に必要事項を記入する。
- ・ 輸送中は動物の健康状態に注意を怠らない様にし、速やかに動物を目的地に移動する。
- ・ 使用済み輸送箱・ケージ類は、各分野で洗浄・消毒し返却する。

4.7.2 飼育室間の移動

- ・ 飼育室間の移動は、飼育担当者が行う。（感染症の拡散を防ぐため、利用者による飼育室間のマウス・ラットの移動を禁止する。）
- ・ 移動希望利用者は、事前に飼育担当者へ相談する。
- ・ 定期的微生物モニタリング検査日から6週間以内を移動可能期間とする。

4.8 外部施設への動物の搬出

- ・ 外部施設への動物の搬出を行う場合は、事前に飼育担当者へ相談すること。
- ・ 必要に応じて微生物検査成績書、施設レポート（実験動物授受のための動物健康及び飼育形態調査レポート）を発行する。
- ・ 遺伝子組換え動物を搬出する場合は、GA-labにて譲渡申請書の手続きを済ませること。
- ・ 動物輸送業者への依頼、輸送箱への動物の箱詰め、業者への受け渡しは、利用者自身で行うこと。輸送箱の準備等については事前に飼育担当者へ相談し、動物の箱詰め作業は飼育室内で行うこと。

4.9 施設内への実験機器・器具類の搬入

実験に必要な機器・器具類（簡単な解剖用具、注射器具類を除く）を搬入する場合は、「実験器具搬入出願」を提出して施設長の許可を得る。

また使用中の機器・器具類を施設内に搬入する場合は、オーバーホールによる物理的清掃、あるいはホルマリンガス、二酸化塩素ガス等による燻蒸滅菌を行う必要がある。これらの処置や搬入に関する諸経費は原則として利用者側負担とする。

4.9.1 機械・器具類搬入時の手順

利用者は、実験に使用する器具を事前に滅菌をして1階パスルームでアルコール噴霧をしてから施設に搬入すること。各階で再度アルコール噴霧をしたのち、【5,6階利用者】は、パスボッ

クスを利用して、【3, 4 階利用者】は、そのまま、飼育エリアに入れる。

4.9.2 機器・機材の設置

持ち運びが出来ない実験機器・機材は、施設に設置することができる。

- ・ オートクレーブ滅菌可能な実験機器を施設に設置する場合は、飼育担当者に相談し、施設に滅菌依頼をする。
- ・ オートクレーブ滅菌できない実験機器を施設に設置する場合は、消毒薬（アルコール、次亜塩素酸）で施設職員が消毒を行う。事前に飼育担当者に相談をする。
- ・ 飼育物品・実験機材を施設に設置する場合は、実験器具搬入願を施設事務窓口に提出する。
- ・ 設置に当たっては、負担額として1m²あたり180円/日とし、1m²以下はサイズに関わらず一律180円/日徴収する。

4.10 実験室の利用

動物実験施設ホームページ共用実験室予約システム (http://www.ilas.med.tohoku.ac.jp/reserve_exp.html) にて各階の共用実験室の利用予約を行ってから使用すること。（免疫不全動物飼育実験室も同様の利用予約を行ってから使用する。）共同実験室では、各利用者がお互いに安心して利用できるように感染症防御について十分配慮すること。

4.10.1 実験室内での服装

つなぎ、帽子、マスク、手袋を着用する。

4.10.2 動物の移動

飼育室と実験室の移動は、必要最低限となるよう十分計画を立てること。飼育室にて新しいケージに動物を入れ替え、ビニール袋に入れ密閉して運ぶ。（実験室、廊下等に動物の糞やチップを落とさないようにする。）

4.10.3 実験室の清掃、消毒

- ・ 実験開始前と終了後に清掃・消毒を行う。
- ・ 床は、掃き掃除を行う。
- ・ 実験台・実験機器：70%エタノール噴霧し自然乾燥後、再度70%エタノール噴霧して拭き掃除を行う。

4.11 特殊実験について

施設で飼育している動物に限り以下の特殊実験が可能である。それぞれ専用飼育実験室を準備しているので、実験開始前に施設職員に相談すること。

- ・ 感染実験
- ・ 化学物質投与実験
- ・ ガンマ線照射実験
- ・ 細胞接種実験
- ・ 遺伝子組換え実験における動物接種実験
- ・ 小動物イメージング装置の使用

4.12 動物死体の廃棄方法

- ・ 施設内の動物死体は、動物死体のみビニール袋に入れて地下1階の冷凍庫に廃棄すること。
- ・ 施設から持ち出した動物の死体は、施設事務窓口にて北口の扉の鍵を借り地下1階の冷凍庫に廃棄する。施設事務窓口の受付時間は、平日の9時から15時30分までとする。
- ・ 施設外で購入した動物の死体を焼却する場合は有料となる。所定の方法で焼却依頼をすること。

※詳細は、利用ガイダンスでの説明または施設ホームページ (<http://www.ilas.med.tohoku.ac.jp/incineration.html>) を参照。

5 微生物モニタリング

- ・ 施設では、各飼育室にモニタリング動物（マウス・ラット）を搬入し、対象動物の糞便・床敷を加えながら3ヶ月飼育した後、実験動物中央研究所(ICLAS)にて施設の指定する項目で病原性微生物検査を依頼することで定期微生物モニタリングを実施している。
- ・ 対象動物は、感染実験飼育室を除くすべてのマウス・ラットとする。
- ・ 感染事故発生の際の処置は、原則として全動物を処分し、施設が飼育室の消毒を行う。
- ・ 状況によっては利用者と協議の上で動物の清浄化を行う。なお、発生工学技術支援サービス（有料）にて帝王切開または体外受精からの受精卵移植による清浄化を行なっているので、利用を希望する場合は施設職員に相談すること。

6 実験の終了

- ・ すべての実験が終了し施設利用が終了した利用者は、飼育担当者に報告する。

- ・ 使用場所を現状に復し返還する。
- ・ 施設発行カードを使用していた利用者は、施設事務にカードを返却する。

7 緊急時の連絡の取り方

7.1 施設固定電話・携帯電話

各階に固定電話が設置されている。事故・飼育室の異常発見の場合下記の番号に連絡する。

- ・ 平日 8:30～17:15（内）12, 13 事務室
- ・ 時間外、祝休日（内）11 地下監視室
- ・ 動物実験施設専用携帯電話：090-3129-3114 (tohoku-doujitu.99@docomo.ne.jp)

7.2 施設内での PHS 使用

施設内では PHS が使用可能となっており、ドクターコール用 PHS が使用できる。

7.3 負傷時等緊急連絡先

7.3.1 緊急の治療が必要と思われる場合（アナフィラキシーショック等）

東北大学病院高度救命救急センター（24 時間 365 日）

内線：3899、外線：022-717-7499

7.3.2 緊急の治療が必要かどうか判断を仰ぎたい場合

東北大学病院高度救命救急センター外来（24 時間 365 日）

内線：7499、外線：022-717-7499

8 避難経路について

地震等の災害が起きた場合は、速やかに避難経路に従って避難する。原則、動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないように万全を期す。各階階段を使用して 1 階に降り外へ避難する。

9 施設内への外部関係者の立入り

業者、見学者など施設利用登録者以外のものが施設内に立ち入る際は、事前に施設職員に連絡し（連絡内容：同伴責任者/日時/所属/氏名/立ち入り理由/その他）、許可を受けること。

許可後、立入りの際は、玄関にて必要事項を記入し、施設利用方法に準じた行動をとること。

* 同伴責任者は、施設利用登録済み及び利用ガイダンスを受講済みの者とする。また、同行者の問題行動は、同伴責任者がすべての責任を負うこととする。

10 施設利用についての注意事項

- ・ 施設は共同利用施設であり飼育室、実験室を占有することは出来ない。ただし、実験内容等により調整が可能な場合があるため、事前に施設職員に相談すること。
- ・ 飼育スペース確保のため、実験上不要となった動物は速やかに安楽死処分、凍結保存等を行うこと。
- ・ 日常生活から施設内へ病原微生物を持ち込まない様に心掛けること。（自宅でげっ歯類を飼育しない/スポーツ等で汚れた衣服のまま施設を利用しない/裸足で飼育室に入らない）
- ・ マウスやラットの飼育に必要な飼育物品（ケージ・フタ・給水ビン等）は、施設職員が洗浄・滅菌したものを各階所定の場所に置く。それ以外の特殊な飼育物品は、利用者が準備し、持込について飼育担当者に相談する。
- ・ 利用者が実験や繁殖に飼育物品が必要な場合、各階所定の場所から必要な物を必要な数だけ持ち込む。大量に使用する場合は、事前に飼育担当者と相談する。
- ・ 異なるラック・ケージの動物を取り扱う場合は、備え付けのアルコールで十分に手指と作業台の消毒を行う。
- ・ 飼育物品等は、他の動物に使用したものは再使用しない。
- ・ マウスの収容匹数限度：4～5匹/ケージ、ラットの収容匹数限度：2匹/ケージ、繁殖ケージは、マウス・ラット共に1腹/ケージ
- ・ 利用者は動物を飼育する時、ケージに飼育ラベルを添付しなければならない。飼育ラベルは、通常動物用（白色）と遺伝子組換え動物用（ピンク色）の2種類を使い分ける。
- ・ 飼育ラベルには、講座名、研究者名、動物の系統名・性別・匹数の情報を記入する。常に記入した情報とケージ内の動物を一致させなければならない。
- ・ 飼育・実験等で生じたゴミは、各飼育室備付けのゴミ箱に捨てる。
- ・ 注射針、メスの刃等は、各階の所定の場所に置いてある専用容器（シャープスコンテナ）に捨てる。
- ・ 床に落とした床敷きや糞便は、各自で清掃する。
- ・ 使用後の飼育器具類は、飼育室内の所定の場所に置く。

- ・ 各階の飼育実験室で安楽死処置した動物は、地下冷凍庫へ保管する。

11 その他

11.1 遺伝子組換え動物の譲受について

必要書類：

- ・ 動物実験計画書の承認番号、遺伝子組換え実験計画書の承認番号
- ・ 情報提供書類のコピー
- ・ 定期微生物モニタリング結果表（過去2回分）
- ・ 飼育形態調査レポート

11.2 薬品（麻酔薬）等について

施設には毒物、劇物、向精神薬等の薬品を保管する保管庫が無いいため、原則として使用の都度持ち帰り、飼育室及び実験室内に放置しないこと。また向精神薬を使用する場合、届出が必要となる。詳細は各部局の担当係（医学部は、安全管理室）にて確認すること。

11.3 細胞を使う実験について

必要書類：

- ・ 細胞持込事前調査
- ・ 細胞の保証書または微生物検査成績書

11.4 施設連絡先

動物実験施設利用にあたってご意見、ご要望、ご不明な点があれば、施設職員までご連絡ください。

11.4.1 施設メールアドレス

ilas*med.tohoku.ac.jp（*を@に変換してください）

11.4.2 電話連絡先

内線：8175、FAX：8180（医学系研究科附属動物実験施設 中央飼育実験室）